

【ためる】・・・預金等に関する規定の主な変更例

普通預金規定の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|---|--|
| <p>第7条（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったときまたは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> | <p>第7条（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったときまたは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> |
| <p>第9条（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人・後見人につき。補助・保佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> | <p>第9条（成年後見人等の届け出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |

第 20 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ②この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代って第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第 21 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

第 20 条（休眠預金等代替金に関する取扱い） 新設

第 21 条（規定の変更） 新設

(3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

以 上

【かりる】・・・お借入れに関する規定の主な変更例

住宅ローン規定の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>第16条（連帯保証人・保証人）</p> <p>1. 私が、別途連帯保証人を立てる場合は、本条を適用するものとします。</p> <p>①連帯保証人は、私が本契約によって貴行に対し負担する一切の債務について、私と連帯しかつ連帯保証人相互間も連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従います。</p> <p>②連帯保証人は私の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。</p> <p>③連帯保証人は貴行が相当と認めるときは担保または保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。</p> <p>④連帯保証人が私のため貴行に対し他に保証をしているときは、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証の額を加えるものとします。なお、貴行の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。</p> <p>⑤連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、私と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし貴行の請求があれば、その権利または、順位を貴行に無償で譲渡します。</p> <p>⑥貴行が連帯保証人およびその包括承継人または債務を引き受けた者の一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</p> <p>⑦私は、保証人(私の委託を受けない保証人を含む)から貴行に対して民法第458条の2に定める所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)の提供の請求があった場合に、貴行が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。</p> | <p>第16条（保証）</p> <p>私が、別途連帯保証人を立てる場合は本条を適用するものとします。</p> <p>①保証人は、私が本契約によって貴行に対し負担するいっさいの債務について、私と連帯しかつ保証人相互間も連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従います。</p> <p>②保証人は私の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。</p> <p>③保証人は貴行が相当と認めるときは担保または保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。</p> <p>④保証人が私のため貴行に対し他に保証をしているときは、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証の額を加えるものとします。なお、貴行の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。</p> <p>⑤保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、私と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし貴行の請求があれば、その権利または、順位を貴行に無償で譲渡します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|-----|
| <p>2. 私が、事業の為に借入を受ける場合、本条が適用されるものとします。</p> <p>①私および連帯保証人(個人の場合に限ります。)は、貴行に対し、私が連帯保証人に対して、民法第465条の10 第1項所定の以下の次項につき、真実・正確に情報提供および説明を行い、連帯保証人はその情報提供および説明を受けたことを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none">・私の財産および収支の状況・私が本債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況・私が、本債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容 <p>②私は、貴行および連帯保証人に対し、連帯保証人に提供した前号の情報提供および説明内容が真実・正確であることを表明・保証します。</p> <p>③前二号に誤りがあり、もしくは不正確であったことが判明した場合には、私は銀行が被った一切の被害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。</p> <p>④連帯保証人は、本契約締結日において、自らが以下の民法第465条の9に定める者に該当しないにもかかわらず、自らの故意または過失により虚偽の事実を貴行に申し出ることにより、貴行が連帯保証人につき以下の者に該当するとの誤った判断を行い、当該判断を前提として保証契約を締結した場合には、これにより貴行が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・私(民法第465条の9に規定する主たる債務者で、法人であるものを除く。)と共同して事業を行う者または私が行う事業に現に従事している私の配偶者 <p>以上</p> | |

【運用する】・・・投資信託等に関する規程の変更例

投資信託総合取引規定の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>第 8 条（成年後見人等の届出）</p> <p>家庭裁判所の審判により、<u>お客様に</u>補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。<u>お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。</u></p> <p>2 家庭裁判所の審判により、<u>お客様に</u>任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。</p> <p>3 すでに<u>お客様が</u>補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。</p> <p>4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。</p> <p>5 前四項の届出の前に<u>届出を行わなかったことにより</u>生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> | <p>第 8 条（成年後見人等の届出）</p> <p>家庭裁判所の審判により、補助・<u>補</u>佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。</p> <p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。</p> <p>3 すでに補助・<u>補</u>佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。</p> <p>4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。</p> <p>5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |
| <p>第 10 条（解約等）</p> <p>投資信託定める投資信託総合取引は、次条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第 2 項各号のひとつにでも該当する場合には、当行は投資信託総合取引をお断りするものとします。</p> <p>(1) お客様から投資信託総合取引の解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) お客様から振替決済口座の解約のお申し出があったとき</p> <p>(3) お客様が所定の手数料を支払わないとき</p> <p>(4) お客様に相続の開始があったとき</p> <p>(5) お客様が、この規定の定めに違反したとき</p> | <p>第 10 条（解約等）</p> <p>投資信託定める投資信託総合取引は、次条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第 2 項 各号のひとつにでも該当する場合には、当行は投資信託総合取引をお断りするものとします。</p> <p>(1) お客様から投資信託総合取引の解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) お客様から振替決済口座の解約のお申し出があったとき</p> <p>(3) お客様が所定の手数料を支払わないとき</p> <p>(4) お客様に相続の開始があったとき</p> <p>(5) お客様が、この規定の定めに違反したとき</p> |

| 改訂後 | 改訂前 |
|---|--|
| <p>(6) 振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上ないとき</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合</p> <p>第 12 条（規定等の変更）</p> <p>この規定および第 2 条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が<u>あると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。<u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</u></p> <p>3 <u>前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> <p>第 13 条（合意管轄）</p> <p>この規定等に基づく取引に関する訴訟、<u>調停、和解その他の紛争解決</u>については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(6) 第 12 条に定める規定等の変更に同意されないとき</p> <p>(7) 振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上ないとき</p> <p>(8) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合</p> <p>第 12 条（規定等の変更）</p> <p>この規定および第 2 条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が<u>生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定等の改定に同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> <p>第 13 条（合意管轄）</p> <p>この規定等に基づく取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

投資信託受益権振替決済口座管理規定の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>第 11 条（お客様への連絡事項）</p> <p>当行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(1) 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p>(2) 残高照合のための報告</p> <p>(3) お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 第 1 項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、<u>毎年 3・6・9・12 月の末日付けで、その翌月中の時期にご通知</u>します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行証券国際部市場企画グループ責任者まで直接ご連絡ください。</p> <p>(省略)</p> | <p>第 11 条（お客様への連絡事項）</p> <p>当行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(4) 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p>(5) 残高照合のための報告</p> <p>(6) お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 第 1 項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、<u>当行所定の時期に年 1 回以上</u>ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行証券国際部企画管理グループ責任者まで直接ご連絡ください。</p> <p>(省略)</p> |
| <p>第 20 条（この規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が<u>あると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</u></p> <p>3 <u>前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> | <p>第 20 条（この規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が<u>生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>2 <u>前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> |
| <p>第 21 条（合意管轄）</p> <p>この規定等に基づく取引に関する訴訟、<u>調停、和解その他の紛争解決</u>については、取扱店の所在地の管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> | <p>第 21 条（合意管轄）</p> <p>この規定等に基づく取引に関する訴訟については、取扱店の所在地の管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> |

累積投資取引規定の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>第6条（買付時期・価額）</p> <p>当行はお客様から、この約款に基づく累積投資取引による買い付けの申込があったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところにより、遅滞なく当該銘柄の買付けを行います。</p> <p>2 第1項の買付価額は原則として、当該目論見書記載の買付約定日の基準価額に<u>当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料</u>および消費税を加えた金額といたします。ただし、つみたてNISAに係る投資信託受益権のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</p> <p>3 買付けられた当該銘柄の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。</p> <p><u>第11条（この規定の変更）</u></p> <p><u>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</u></p> <p>3 <u>前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>第6条（買付時期・価額）</p> <p>当行はお客様から、この約款に基づく累積投資取引による買い付けの申込があったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところにより、遅滞なく当該銘柄の買付けを行います。</p> <p>2 第1項の買付価額は原則として、当該目論見書記載の買付約定日の基準価額に<u>所定の手数料</u>および消費税を加えた金額といたします。ただし、つみたてNISAに係る投資信託受益権のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</p> <p>3 買付けられた当該銘柄の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。</p> <p>（追加）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

【商品・サービス】・・・アプリに関する規定の主な変更例について

OKI Pay 利用規約の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|---|---|
| <p>第 19 条（取扱内容および規約の変更等）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。</p> <p>3. 前項によるこの本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>4. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>第 19 条（取扱内容および規約の変更等）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 当行は、次の各号に掲げる場合には、本規約の内容を変更することができます。その場合、当行は変更日および変更内容等をあらかじめ利用者へに通知するものとします。ただし、当行は、当行のホームページまたは OKI Pay アプリ上に変更日および変更内容等を掲載することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。OKI Pay を廃止する場合も同様とします。</p> <p>① 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき</p> <p>② 本規約の変更が契約の目的に反せず、合理的なものであるとき</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

おきぎんSmart利用規程の場合

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>第 19 条 本規定の変更</p> <p>1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。</p> <p>2. 前項によるこの本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>第 19 条 本規定の変更</p> <p>当行は、当行が必要と判断した場合、利用者への事前の通知及び利用者の同意を得ることなく、本アプリ上に掲載することにより本規定の変更（条項の追加、削除を含みます。以下本条において同じ。）を行うことができるものとし、如何なる変更も本アプリ上に掲載されると同時にその効力が生じるものとします。また、利用者が、本規定の変更後も本サービスの利用を継続した場合は、利用者は、これらの変更に同意をしたものとみなします。本サービスをご利用の際には、最新の本規定をご参照ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |